

## 令和5年1月 第1回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和5年1月31日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年1月31日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
税財政課長	藤永大治君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 委員会報告

1 総務厚生委員会

(1) 所管事務調査

① 条例等について

② その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

① その他緊急を要する事案について

日程第4 議案第1号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議案第2号 佐々町営駐車場設置条例廃止の件  
閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から、令和5年1月第1回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様おはようございます。

本日、令和5年1月佐々町議会第1回の臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、案件につきましては、佐々町一般会計補正予算（第9号）、佐々町営駐車場設置条例廃止の件、以上の2件でございます。

どうぞ御審議を賜りまして、御決定をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけど御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しておりますとおり、議事日程表のとおり、1月31日、本日1日間にしたいと思います。

日程についての説明を行います。

はじめに委員会報告です。1番目に総務厚生委員会の報告を、2番目に産業建設文教委員会

の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。次に、議案第1号、議案第2号の2議案です。

上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月31日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、1月31日、本日1日間に決定いたしました。

### — 日程第3 委員会報告 —

#### 議長(淡田 邦夫 君)

日程第3、委員会報告に入ります。

はじめに総務厚生委員会の報告を委員長からお願いします。

6番。

(総務厚生委員長 登壇)

#### 6番(阿部 豊 君)

6番、阿部豊でございます。私のほうから、総務厚生委員会の委員会報告をさせていただきます。

開催日時、令和5年1月27日金曜日、出席者は5名委員、全員出席でございます。

関係所管各課の出席をいただき、調査をさせていただいております。

まず、条例等について、本日の臨時議会の該当項目のみ報告させていただきます。

議案に上がっております佐々町営駐車場設置条例の廃止について、総務課案件でございます。

執行のほうより、新庁舎建設に伴い役場庁舎敷地とするため、佐々町営駐車場条例を廃止したいという内容でございました。

工事占用前に本条例を廃止、一旦普通財産としたい。なお、新庁舎建設後の駐車場については、本条例の目的に沿った必要性や利用状況から駐車台数を確保するとともに、庁舎、文化会館、地域交流センター等の一時駐車利用を踏まえて、総合的に検討を進めていくという内容でございます。

委員より、設置の目的及び今後についての確認がなされております。また、工事期間中の代替地。執行側としては、旧診療所跡地と保育所跡地、幼稚園跡地等の検討を行っているようでございますが、委員のほうから、旧診療所跡地等の整備ができていないと、ある程度の整備は並行して進めるべきではないかという御意見がなされております。

また、この条例廃止について、執行側は3月の提案予定であったわけでございますけれども、工事占用前に対応すべきではないかという委員会からの指摘によって、臨時議会が控えており、その中で整理させていただきたいということで、本臨時会に提案がなされているというような経過でございます。

委員会としましては、次の臨時議会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討をお願い終了しております。

続きまして、その他緊急を要する事案についてということで、出産・子育て応援給付事業に

ついて、多世代包括支援センター案件でございます。調査を行いました。

内容としましては、令和4年12月に成立しました国の第2次補正予算において、子育て支援の一環に盛り込まれた内容であり、伴走型相談事業、出産・子育て応援給付金を経済的支援で、出産・子育て応援給付金につきましては、出産応援給付金、妊娠届出時の面談後に妊婦一人あたり5万円と、また、子育て応援給付金は、伴走型相談事業の乳児家庭全戸訪問時の面談後に子ども一人あたり5万円を支給すると、合計10万円というような内容でございます。詳細については、提案の際に説明があると思いますので、ここでは割愛させていただきたいと思えますけれども、町独自としまして、妊娠が多子の場合、胎児一人あたり5万円の独自政策を展開したいという内容でございます。

なお、参考までに、現状、今回補正予算での提案ということになるかと思えますけれども、対象人員は150名を予定しておると。

委員からは、要綱等のスケジュール等の確認、また、給付の詳細の、住民の方が戸惑われないような内容になっているか等の種々の詳細の確認がなされたというような状況でございます。

質疑がなされると思えますので、ここでの詳細説明は割愛させていただきたいと思えますけれども、本日の補正第9号での提案が予定されているということで、委員会としまして調査をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

(総務厚生委員長 降壇)

#### 議 長 (淡田 邦夫 君)

次に、産業建設文教委員会の報告を委員長からお願いいたします。  
5番。

(産業建設文教委員長 登壇)

#### 5 番 (長谷川 忠 君)

おはようございます。長谷川です。産業建設文教委員会報告をさせていただきます。

令和5年1月23日月曜日午前11時より、佐々町役場3階第1会議室で委員会を行いました。今回の委員会報告は、臨時会議案に関する分のみの報告とさせていただきます。

1件の所管事務調査を行いました。その他緊急を要する事案について、ふるさと納税の案件を企画商工課より説明を受けました。ふるさと応援給付金を令和4年度、当初2,000万円の歳入を見込んでいたところ、12月末時点で当初の2,000万円を大きく上回る寄附があり、寄附に対する返礼品等の歳出予算が不足する見込みとなり、歳入と歳出予算の増額補正を予定しているとの説明がありました。

寄附実績の内容は、令和4年度4月から9月まで半年間で179万4,000円、10月から12月まで4,027万円、合わせて4,206万4,000円の寄附があり、歳出の予算不足となることを見込まれました。予算計上の状況は、歳入予算を今回補正で1,400万円ほど計上し、歳出予算をふるさと納税事業費として744万2,000円の計上。また、応援寄附金基金について、709万7,000円の補正を予定しているとの説明を受け、また、寄附増額の要因は4月当初の時点では、返礼品登録数104件だったのが、12月時点で418件と、約4倍の返礼品登録となっており、また、登録事業者数も11事業者が23事業者と約2倍の登録を行っていただいたのが、寄附増額の要因と考えるとの説明を受けました。

委員から、12月までの動向は理解したが、1月に入ってからその後の動きは。また、返礼品

の中で人気の高いものは。ふるさと納税で得られた税収は基金として貯めているが、今後どのように使うのか、方針等は検討されているのですかとの確認があり、また、町内から他の自治体にふるさと納税として寄附され、町の減収となる金額の確認がありました。

企画商工課より、寄附額は1月の時点では十数件で、寄附の件数と額は減っています。また、返礼品の中で人気の高いのは、長崎和牛が大半を占めており、今回から新たな町内事業者のイチゴも寄附の大半を占める形になっております。また、寄附金の使途目的は、寄附をされた方が目的を選んで寄附をされていますので、今後、令和5年度以降に本町のそういった事業にふるさと納税を充当させていただきたいと考えています。それから、本町から他の自治体への寄附状況は、昨年度での減収状況は1,100万円との説明を受けました。

委員から、今年度はふるさと納税が増えているが、ほかの自治体に比べるとまだまだ少ないので、今後、登録返礼品の拡充を行い、収入増につなげていただきたいとの意見がありました。

また、寄附者が選択した使途目的別の集計状況について、企画商工課へ資料の提出を求められました。

以上です。

(産業建設文教委員長 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第3、委員会報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第4 議案第1号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算(第9号) —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第4、議案第1号 令和4年度佐々町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第1号 朗読)

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

税財政課長。

税財政課長(藤永 大治 君)

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1,029万5,000円、計13億7,800万6,000円。2項国庫補助金、補正額1,029万5,000円、計6億2,187万6,000円。

15款県支出金、補正額257万3,000円、計6億2,019万円。2項県補助金、補正額257万3,000円、

計2億3,706万8,000円。

17款寄附金、補正額1,400万円、計4,500万2,000円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額2,686万8,000円、計83億150万4,000円。

歳出。2款総務費、補正額744万2,000円、計16億9,572万4,000円。1項総務管理費、補正額744万2,000円、計15億3,545万5,000円。

4款衛生費、補正額1,502万9,000円、計9億1,575万6,000円。1項保健衛生費、補正額1,502万9,000円、計5億6,536万1,000円。

13款諸支出金、補正額709万7,000円、計2億5,386万9,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額減額270万円、計350万8,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額2,686万8,000円、計83億150万4,000円。

2ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

追加。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、出産・子育て応援給付事業、金額1,500万円。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

今回の補正予算は、2つの事業を計上をしております。

まず、1つ目は、委員会報告でもありましたように、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策への対応としまして、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して支援する伴走型相談支援、及び出産・子育て応援給付金に要する経費を計上をいたしております。

2つ目は、ふるさと納税事業におきまして、寄附金の増額と、それに伴う報償費等の増額、並びにふるさと応援基金への積立てを計上をいたしております。

2ページの第2表繰越明許費補正で計上しております、出産・子育て応援給付事業につきましては、給付金の予算額1,500万円を繰越明許費で計上しておりますけれども、これにつきましては、今年度内の給付の支出が完了する見込額というのを立てることが現時点では難しいということから、繰越明許の限度額としては、この予算額1,500万円を計上をしております。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、多世代包括支援センター所管の予算について説明させていただきます。

歳入予算4ページをお願いいたします。あわせまして、多世代包括支援センターから提出しております資料、両面1枚ものも御覧いただきますようお願いいたします。

今回、多世代包括支援センターからは、委員会報告でもありまして、出産・子育て応援給付事業に係る予算について計上しております。

予算書4ページは、事業の歳入分で、出産・子育て応援交付金、国3分の2、県6分の1の負担分になります。

事業の内容としましては、資料のほうをお願いいたします。

目的としましては、出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、相談支援の充実を図るといってもありますが、事業の内容といたしまして、2のほうに示しております、伴走型相談事業と経済的支援があります。

伴走型相談事業とは、資料にもありますが、妊娠届をされたとき、また、妊娠8か月の前後、生後4か月頃までに行います乳児家庭全戸訪問時に、保健師による面談を実施し、安心して出

産・子育てができるよう相談に対応するものです。

また、2の経済的支援である、出産・子育て応援給付金には2種類ありまして、1つ目が出産に向け支援する出産応援給付金というもので、妊娠届を提出された方、妊婦さんお一人あたりに5万円を支給するものです。これは国が示した金額に合わせたものですが、これに加えまして、佐々町独自の取組として、多胎の妊娠の方については、胎児お一人あたり5万円の支給を考えております。

2つ目が、子育てを行う養育者に支援する子育て応援給付金というものです。これは先ほど話しました、乳児家庭全戸訪問の面談後に5万円を支給することと考えております。

3の対象者数は、約150人を見込んでおります。

給付金の支給までのスケジュールとして、裏面のほうをお願いいたします。

本日、議会臨時会へ補正予算の上程をさせていただき、可決いただきましたら、2月から実施要綱の告示、ホームページでの周知を行いたいと思います。その後、支給対象者宛てに申請書及びアンケートの発送を行いまして、申請書及びアンケートの提出があった対象者の方から順次給付金を支給していきたいと考えております。

事業費につきましては、予算書5ページをお願いいたします。

歳出に係る主なものとしたしましては、先ほど税財政課長からも説明がありました、出産・子育て応援給付金1,500万円を計上しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画商工課長。

**企画商工課長（落合 健治 君）**

予算書の4ページ及びお配りしております企画商工課資料を御覧いただければと思います。

4ページが一番下の段、17款寄附金の総務費寄附金でございます。ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、こちらにつきましては、当初予算で2,000万円を計上しておりましたが、決算の見込みとしまして3,000万円と想定しまして、第8号補正で1,000万円の補正予算を計上いたしました。しかし、資料の一番上の表、寄附実績を御覧いただければと思いますが、11月、12月に想定を上回る寄附、約3,800万円の寄附金ございましたことから、決算見込額を4,400万円と改めまして、今回1,400万円の増額の補正予算を計上しておりますところでございます。

5ページをお願いいたします。

2款総務費11目ふるさと納税事業費でございます。今回、計上しております予算につきましては、寄附額が増額になったことに伴って増額となる費目を、補正をさせていただいております。

まず、7節報償費、ふるさと納税報償費でございますが、こちらは今回の歳入予算の増額1,400万円の30%補正をさせていただいております。11節の役務費につきましては、その返礼品の送付に伴う通信運搬費、寄附に伴う口座振替手数料等の補正をさせていただいております。

12節委託料、ふるさと納税運営業務委託料、13節使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト使用料につきましては、寄附額の一定割合の増額となりますので、それぞれ委託料が103万9,000円、使用料及び賃借料が90万9,000円の増額補正を計上させていただいております。

それから、6ページをお願いいたします。

13款諸支出金10目ふるさと応援基金費でございます。こちらにつきましては、基金に積み立てる709万7,000円の増額補正を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いくつか確認をさせていただきたいと思います。

1つは、ちょっと財政のことがよく分からないので、繰越明許費のことについてなんですけれども、今回、年度をまたがるということで、出産・子育て応援給付事業で1,500万円の繰越明許ということになっておりますけれども、これが、いわゆる給付費総額が示されているんですけれども、例えば、事務費の組替えとか等々あるわけなんですけれども、そうした経費等については、繰越明許費には当たらないのかということが1つと。

それから、もう1つは、見通せないというお話もありましたけれども、いわゆるその繰越明許費の増減が出る場合、例えば、減になる場合にはいいのかなというふうに思うんですけれども、大幅な増になる場合など、そういったときに、何らかの手続が必要なのかということについて、お答えいただきたいというのが1点目です。

それから、あとは2点目は、出産・子育て応援給付事業の中で、説明書の中に事業費として、伴走型相談事業として、訪問を実施する会計年度任用職員（事業開始後2か月分）の職員人件費41万5,000円というのがあるんですけれども、これについては財源組替というふうになっているんですが、予算書のほうを見ますと、財源組替で減額の34万4,000円ということになっているのかというふうに、金額的には補正はなしということになっているかと思うんです。これは、どういうふうに考えたらいいのか。要するに、何らかの事業を取りやめて、その分を振り替えたというふうに見るべきなのか、そのことについてお答えいただきたい。2点目です。

3点目は、ふるさと納税の追加補正について、委員会の中でも議論になりましたけれども、ふるさと納税増加の分について何に使うのかと。今回の補正では、要するに基金に積み立てるということになっているわけですが、実際には、今後のことも含めて何に使うのか、やっぱり明らかにすべきではないだろうか。その目的によって、やはり取組についてのインセンティブも高まるというふうに思いますし、同時に、寄附者の方々の意向を資料として見させていただきましたけれども、全体としては、やはり子育て、教育に係る費用に充ててほしいという、寄附者の方々の意向というものはあるわけですね。そういったものに配慮した、やはり使い道についての方向性というのをしっかり持つべきではないかと。なかなか安定財源でないので、経常的な経費には使えないとか、様々な御意見がありますけれども、これはやはりそうであれば何に使うのかということについては、やはり方向性はかなりはっきりさせておく必要はあるのではないだろうかということについてお答えいただきたいと。

以上、3点です。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1つ目の繰越明許の件でございますけれども、事務費に関しましてですけれども、今回の繰越明許につきましては、その事務費については、繰越しはせずに年度内の完了ということで見込んでおります。これが、事務費も翌年度にまたがるということであれば、事務費も含めての計上となりますけれども、今回は、事務費の分は年度内完了ということで見込んでおります。

それから、繰越明許の増額の場合どうなるのかというところでございますけれども、現時点



では約150人ということで見込んでおりますけれども、これがあと、3月補正予算の調整時期までに大幅な変動があれば、次の3月補正で、この繰越明許費の補正を計上することとなると思いますけれども、現時点では約150人ということで見込んでおるところでございます。

それから、4点目のふるさと納税の件でございますけれども、増加の分は何に使うのかというところでございますけれども、ふるさと納税につきましては、令和4年度当初予算におきましては、1,000万円の取崩しを行いまして事業のほうに充当しております。具体的には、第2保育所の施設の整備でありますとか、佐々中学校の施設整備のほうに、このふるさと納税を充当をさせていただいております。これについては、福祉の充実であるとか、教育環境の充実ということで充当をさせていただいておりますけれども、今後の寄附者の意向に沿った形で、来年度の当初予算におきましても、こういうふうなところで寄附金の活用をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

2つ目の議員御質問につきまして、事業費、伴走型相談事業に訪問実施する会計年度任用職員の方の内容ですけれども、元々この会計年度任用職員につきましては、2年度に佐々町で「子育て世代支援センター（ぽっかぽか）」が立ち上がった時点から、この妊娠期からの支援に重きをおいて取り組んでおりました。

今回この子育て応援給付金のほう、始まりまして、それに事業として、その従事していた事業の内容がそのままこの応援給付金のほうに充てられるものかと考えております。

事業を中止するという、ほかを取りやめるということは考えておりませんが、この2月、3月、タイトなスケジュールでもありますので、ここに対象の方への御連絡等々、そこへの重きをおいた事業内容にはなるかと思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

4番。

4番（永田 勝美 君）

1点目の繰越明許のことについては、今回の事業については、説明でよく分かるんですけども、要するに一般論として、その繰越明許費が、当初計画していた繰越明許費が大幅に途中で変動があったようなときというのは、どういうふうに処理をするのかということについて教えていただきたいというのが質問の趣旨です。

それから、2問目の給付金の問題ですけれども、要するに改めて確認ですが、ということは、今回の事業によって新たに職員を増やしたりということではなくて、従来進めてきた取組がそのように適用されるというふうに判断して、事業として計上したというふうに理解すればよいのかですね、ということかというふうに理解しました。

それから、ふるさと納税については、今後もやはり、いわゆる設備等の費用に充当していくという方向性は変わらないのか、この辺りは町長のほうからお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税が大変増えたということで、我々も大変うれしく思っているところでございまして、先ほどの使途の件でございますけど、町としまして、やはりふるさと納税をされる方の意向というのも大変重要でありますので、そこを踏まえながら、目的に沿った使途をやりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

先ほどの繰越明許費の補正の件でございますけれども、一般論といたしますか、繰越明許費を補正をする場合というのは、当年度で補正をしなければなりませんので、令和4年度で繰越明許費を計上いたしましたら、令和4年度中で繰越明許費の増額の補正とか、そういうふうなことになろうかと思えます。当年度での補正ということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

すみません、ちょっと、なかなかよく分かんところがあつて。

当年度で、いわゆる見通せなくて、事業そのものの内容が変わっていくようなときというのは、もう繰越明許ではなくて、全体の事業そのものの補正ということで、新年度に入ってから、事業そのものが大幅に増えるとかいうような条件になったら、それはもう新年度予算での補正という形になるのか。その辺りのところ、ちょっとこう流れがよく理解できないところがあります。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

議員おっしゃられますとおり、4月以降にその大幅な増とかがあった場合は、新年度での本予算、これを計上いたして、繰越の予算と合わせて執行をしていくというふうな流れになろうかと思えます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

ふるさと納税について、町長、増額されて喜ばしいこととおっしゃられましたが、ふるさと納税については、各議員もそれぞれの考え方があられると思えますが、私自身、じゃあ近年の

減収分は、本町の減収分がいくらぐらいあったのかというのを参考までに教えていただければと。

4年は分からないと思いますが、令和2年とか3年、本町の減収分はいくらだったのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

佐々町民の方がふるさと納税をされたことに伴います町民税の税額控除の件でございますけれども、令和4年度課税の分で約1,180万円、令和3年度課税の分で約830万円、令和2年度課税の分で約510万円ということで、ちょっと遡りましたけれども、年々増加傾向にあるという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

いわゆる地方税の根幹の部分だと思うんですよ。地方財政の根幹部分の財源を確保しなければいけないんですが、これが流出している部分もあると、いただいている分がふるさと納税という関係だと思うんです。

地方税の何たるかは、それぞれの各議員考えがあると思いますけど、本来、510万円、830万円、1,180万円、それぞれは一般財源として本町が得られていた財源であったということになるわけですね。であるならば、その制度がある以上、やっぱりそこは競争原理ということで静観せずに、本町としてもふるさと納税の取組を一生懸命にやっていくという姿勢については理解はするんですけども、最低でも、やはり地方税で入ってくるべきであった分の財源については、ふるさと納税でいただいた分を基金として積み増しするのではなく、当然一般財源のほうに、事業を、何らかの展開をして、取崩しをしてでも組み込んで、事業を展開するべきというふうに考えますが、町の執行部の考え方は確認させていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、やはり地方税がその分だけ減るわけですね。ふるさと納税。例えば、町内の方がふるさと納税をした場合は、減収措置がありますので、そういうことで、税収は減るわけでございます。そういうことで、税をもとに我々は今仕事をしているわけでございますので、その中でその分については、やはり町として適切な、一般財源として使用していくというのがやはり原則ではないかと思っていますので、今、阿部議員がおっしゃったような方法で、町としましても、やはり財源として確保させていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

4点ばかりお尋ねします。日常的に相談事業はやっておられることだろうと思うんですが、プラス経済支援を国がお金をやるということで、日常業務の中をまたするというで。要綱をあしたですか、告示されるということでございますので、ちょっと気になる点だけお尋ねしておきます。

まず、多子の妊婦届を出した方に、よう分からんとですけど、単独でするっていうことは、国自体もちょっとおかしいと思うんですよ。日本全国どこでも双子か三つ子は生まれることは想定した交付金を出すべきって、私は思うもんですから、これをわざわざ単独で出すっておかしいと思います。再度、国に確認してください。これは。まず、政策立案する自体がおかしいね、国の職員も。日常的にあることですから、それを交付金で入ってない自体がお粗末な国の職員と思います。

それから、実際的に要綱でどう定められるか分かりませんが、委員会の調査では、生活保護については出しますよ、なんとかしておっしゃいましたから、それは出ると思うんですけども。例えば、妊娠届を出されて、不幸にして流産なさったり、死産になった方が来られた場合は、この支援金、どのように国から通知がきているのか、取扱いが。それ、要綱にどがんで決めていこうと考えておられるか。

それから、特定個人情報にあるんですけど、このアンケートとかいろんな個人情報についての取扱いは、どういう職員の皆さんが携わっていくのか。アンケートを取ろうにしても、いろんな面談するにしても、保健師さんとか助産師さんしか聞き取りできませんすたいね。先ほど議員さんから質問のあった、会計年度任用職員ですか、そういう方もいろいろ資格のある人がいろいろ、今なさっているのかどうかですね。あと、一般事務でおられる方もこういう業務を、個人情報を見てされるのかどうか。これをまた、それをほかに利用しようと思うとらすとかですたいね。実際的にそれをみながら、一年間とか経過をみながら、産後ケアとかしていかれるはずですから、やはりそれは使われると思うんですけど、そこら辺の国からの通知はきていないのか。個人情報の取扱いです。これはどうなっているのかです。

そこら辺です。3点かな。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御質問の1点目につきましては、多子に対する考え方、国にもう一度確認はいたしますが、今のところ交付のほうは、妊婦一人あたり5万円ということの措置で受けておるところでございます。

2つ目の流産、死産の方への取扱いにつきましては、うちとしましては、妊娠をされた方、出産された方、全て遡及対象者の方への対応ですけども、そちらにつきましては、御案内、そしてアンケートをお送りいたしまして、そちらで、流産された方、又はお亡くなりになられた方につきましても支給の対象と、国のほうからもなっておりますので、町としてもアンケートを出すんですけども、そのアンケートの提出がなくても支給の対象とするという文言にしております。デリケートな内容になりますので、アンケートの提出までは求めないというふうにはなっております。

あと、個人情報の取扱いに関しまして、町としても、実際、全体的にあります個人情報の取扱いの規定に基づき、守秘義務のほうを厳守いたしますが、センターとしましては、会計年度任用職員、先ほどお伝えしました会計年度任用職員も保健師としております。以前から佐々町としましては、妊婦さんにあたる様々な事務的な取扱いであろうが、相談支援、全て保健師の

ほうが対応するようにしておりますので、アンケートをもった情報につきましても、今後の支援策にももちろんつなげていく内容と思ってお諮りいたしまして、個人様の情報につきましては、慎重に丁寧に取り扱いたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

多子世帯については一応聞いてみてください。

流産関係、死産については分かりました。

個人情報の取扱いについても保健師さんがやっておられるということですね。

今、情報漏えいとか、いろいろ今テレビで問題になっていきますよね。あがんとは気になるものですから、取られたらすぐ、いろんな問題がおきますから心配している。

あとは、実際、支給についてちょっとお尋ねしていきます。

例えば、令和4年4月1日から12月31日まではどうするとか。1月から現在まではどうするとか、所管事務調査の時に説明受けたんですけど、実際に生まれた方の手続きと申請書の様式と、5万円、5万円支給する方式と、要するに3月までが今年度の予算ということで繰越明許して行うということですね。4月以降もまた、国の予算を見ますと、同じように予定って説明も受けておりますけど、その中で、今年度分についてはいつまでに仕上げようと考えておられるのか。要するに、令和4年4月1日から12月31日まで、お生まれになった方かまだ、そこら辺がよく分からんとですけど、一通り手続きが終わっている方もおられるはずだと思いますね。妊娠なさって生まれた方もおられますですね。そして、いろいろ訪問とかして、アンケート的にも、今まで町独自のとどっておられると思います。今回、国が示しているアンケートでまたとらうとされているのかですね。様式はよく分からんとですけど、アンケートとか、その要綱でどう定めておられるのか分からんですけど、日常、子どもさんとか親御さんをみるのは、もう既に佐々町は、多分全部できていると思うんですよ。その中で、10万円で一括払う人が、5万円、5万円で分けるっちゃなくて、もう既にお生まれになった方は10万円ポンとやるとかっていうとを、そこら辺の区分けはどうなっているのかなと思って。ちょっとお尋ねしたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

質問のいくつかの内容の一つに、アンケート、今までに妊娠届出をされた方につきましては、従来、アンケートをとっておりました。その中で、国が今回提案していただいた内容に沿うものもあります。それをもって国のほうも、妊娠届をもう既にされた方につきましては、従前のアンケートでも対応で可能ということも示していただいておりますので、そちらをもってアンケートということに代えることにしておりますけども、その出産応援給付金と子育て応援給付金、2つの給付金になるものですから、それぞれに申請書のほうを、出産された方はそれぞれに申請書を出していただいて、それぞれ5万円、5万円の支給ということにする予定しております。出産された方につきましても、現在、妊娠届を出されて、昨日までに125名の妊娠届が出ております。その中で出産された方もおられます、まだ妊娠中の方もおられます。そちらの方に申請書のほうを双方出しまして、それで、センターのほうに申請を提出していただくという形になろうかと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

しばらく休憩します。

（10時53分 休憩）

（11時00分 再開）

— 日程第5 議案第2号 佐々町営駐車場設置条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第2号 佐々町営駐車場設置条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第2号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議案書に添付しております、令和5年第1回臨時会 議案第2号資料のほうをお願いいたします。

佐々町営駐車場設置条例の廃止についてでございますが、新庁舎建設に伴い、役場庁舎敷地とするため、佐々町営駐車場を廃止するものでございます。

内容につきましては、新庁舎建設工事に伴い、工事で占用する区域につきまして、まず、佐々町営駐車場、本田原免147番1、面積のほうにしまして、3,231平米の部分になります。一番下段のほうの航空写真の色塗り部分が該当する箇所となります。

なお、町営駐車場につきましては、条例により設置されておりますので、今回、工事占用前に条例を廃止する手続が必要となります。

また、新庁舎建設後の駐車場につきましても、これまでの町営駐車場の目的に沿った必要性や利用状況から駐車台数を確保するとともに、庁舎、文化会館、地域交流センターなどの一時駐車の利用を踏まえて、総合的に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案書のほうに戻りまして、2ページのほうをお願いいたします。

佐々町営駐車場設置条例を廃止する条例。

佐々町営駐車場設置条例（昭和58年佐々町条例第1号）は、廃止する。

附則。この条例は、令和5年2月28日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9番（須藤 敏規 君）

確認ですけど、施行日を2月28日になさっている理由は。まあ、施行の日からって、きょうからかな、あしたからかなと思うとったんですけど、2月28日にされたってということは、1か月ありますですたいね。それまで総合的に結論を出すということなんですか。そこら辺お尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御質問につきましてでございますが、周知の期間、それから準備の期間、こういったことを含めまして、施行日のほうにつきましては、令和5年2月28日とさせていただいております。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私のほうも確認ですけれども。説明書の中で、新庁舎建設後の駐車場については、これまで町営駐車場の目的に沿った必要性や利用状況から駐車台数を確保するとともに云々というふうに書かれてありますが、このことについて、町長のほうから、改めて方向性についてありましたらお答えいただきたいと思うんですが。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

特に方向性ってないわけですが、先ほどのここに書いてあるとおりに、やはり庁舎とか文化会館、地域交流センターの一時駐車という利用が大変多いわけですので、それを踏まえて、やはり総合的に検討はしていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかはないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これより討論を終わります。

これから採決を行います。議案第2号 佐々町営駐車場設置条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

閉会にあたり、町長の挨拶を受けます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案いたしました令和4年度佐々町一般会計補正予算（第9号）、佐々町営駐車場設置条例廃止の件、以上2件の案件につきまして、慎重審議を賜り、適切な御決定をいただきまして誠にありがとうございます。



令和4年度出産・子育て応援給付事業につきましては、妊娠期から出産・子育てまでの様々な相談が気軽にでき、それから親と子の健康を守るための体制が整いまして、地域との関わりをしながら、子育てができるまちづくりを目指していかなければならないと考えているところでございます。

まちづくり応援事業としまして、町内外を問わず、佐々町に思いを寄せる人たちからも、応援窓口としまして、ふるさと納税の強化に努めていかなければならないと考えております。

また、新庁舎建設につきましては、皆様の安全安心を確保する防災拠点としまして、町民に親しまれる優しい庁舎の完成に向けて、職員一丸となって取り組みますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて感染者が確認されてから、1月15日で約3年となるわけでございますけど、未だ収束の見通しがたっていないわけでございます。やはり県内においても、感染拡大による入院患者のひっ迫など、たくさん問題があるわけございまして、医療従事者の皆様にも厳しい環境でやられているということで、17日からは県独自の中で、診療の県レベルの中でひっ迫の警報が出されておまして、やはり医療機関の受診及び、それから基本的な感染対策が大変必要ではないかと思っておりますので、我々としましても、今後とも拡散防止に努めていかなければならないと思っておりますし、感染レベルにつきましても、レベル2が確保されておりますので、変更があっていないわけでございますので、町としまして、住民の皆様、議員の皆様方にも感染予防に十分気をつけられまして、やはり我々としましても、そういう感染予防のために頑張っていかなければならないと思っておりますので、今後とも御協力をいただければと思っております。

本日は大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

私から一言お礼を申し上げます。

令和5年1月最後の日に臨時議会を開会しましたところ、全員出席していただきましてありがとうございました。

本日、2議案について審議をいただき、可決いたしました。

明日から2月に入りますが、愛宕祭りまでは、寒さがもう一度くるということで言われております。お互い十分に体を大切にしてお過ごしを思っております。

本日はお疲れ様でした。

以上で、令和5年1月第1回佐々町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

（11時09分 閉会）